

障害福祉サービス等利用計画作成促進事業の流れ

メンター事業所

①メンター事業者を募集

・ 事業実施要綱、補助金交付要綱公開（文書ひな形含）

②メンター事業所名簿に登載し、市HP公開

・ 名称、代表者、連絡先、指導サービス分野等

④「相談支援事業所」から「メンター事業所」に対して、マッチング協議依頼

⑤マッチングした場合、『指導同意書』交付

⑦業務委託契約（市、メンター事業所）【随契】

メンター指導（育成・管理運営）開始

相談支援事業所

③当該事業活用を希望する事業者を募集

⑥事業利用申請、補助金交付申請、新規指定申請

⑧事業利用決定、補助金交付決定

【新規指定、業務委託契約と同日】

障害福祉サービス等利用計画作成開始